

大玉村公告第 1 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大玉村財務規則（昭和 59 年規則第 2 号）第 113 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

平成 2 4 年 5 月 8 日

大玉村長 浅 和 定 次

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 住第 15 号
- (2) 業務名 平成 24 年度 大玉村面的除染事業業務委託
(大玉 16 区象目田工区)
- (3) 委託場所 大玉村大山字象目田（外）地内
- (4) 業務種別 除染業務
- (5) 業務概要 住宅数 22 軒（建屋・路面等の高圧洗浄、表土入替、剪定、一時仮置場設置等）
- (6) 履行期限 平成 24 年 8 月 31 日
- (7) 予定価格 25,518,150 円（消費税及び地方消費税を含む）
24,303,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (8) 最低制限価格なし

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できるのは、入札時において次の（1）から（7）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 大玉村建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 大玉村建設工事等入札参加資格制限措置要領に基づく入札参加資格制限中（指名停止も含む）の者でないこと。
- (4) 登録内容 本村においてその他役務（除染業務）の登録のある者。
- (5) 所在地区分 本村に置く本店若しくは支店（営業所）で登録している業者とする。
- (6) 技術者の配置 設計図書等で技術者の配置が義務付けられている場合は、各種法令等を遵守して適性に配置できること。
- (7) その他 ー

3 入札参加手続等

(1)入札参加の申込

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査（事後審査）を行うため、事前の入札参加申請手続きは要しません。

(2)設計図書等の閲覧

- ア 閲覧場所 大玉村役場 企画財政課財政係
- イ 閲覧期間 平成 24 年 5 月 9 日(水)から平成 24 年 5 月 15 日(火)

(3)設計図書等に対する質問

- ア 質問方法 質問は指定様式（様式第 1 号）により F A X で送信すること。なお、送信後確認のため必ず電話連絡すること。
- イ 送付先 大玉村役場 企画財政課財政係
- ウ 質問期限 平成 24 年 5 月 15 日(火)午後 5 時 15 分までとする。
- エ 回答予定日 平成 24 年 5 月 16 日（水）に FAX で回答する。

4 入札の方法

- (1) 提出書類 入札書及び宣誓書
 - ※①提出書類は、封筒に入れ封印(裏面割印)すること。
 - ②封筒表面には「入札書」の表記、開札日、工事番号及び業務名を記入すること。
 - ③封筒裏面（又は表面）には商号又は名称及び会社所在地を明記すること。
 - ④「入札書」及び「宣誓書」の日付は、開札日でなく、提出する日を記載すること。
- (2) 提出方法 郵送又は持参とする。
 - ※郵送の場合は、(1)の提出書類を入れた封筒を一回り大きな封筒に入れ、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- (3) 提出先 大玉村役場 企画財政課財政係
- (4) 提出期限 平成 24 年 5 月 22 日(火)必着（午後 5 時 15 分まで）

5 開札日時等

- (1) 開札日時 平成 24 年 5 月 23 日(水)午前 8 時 45 分
- (2) 開札場所 大玉村役場第 1 委員会室
- (3) 入札保証金 免除とする。
- (4) 入札回数 初度のみとする。
- (5) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100

分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定

予定価格以下で最低の見積りをした者を落札候補者として入札参加資格の確認(事後審査)を実施し、入札参加資格を満たす者を落札者とする。

6 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
- (3) その他、入札条件又は特に指定した事項に違反した入札

7 契約手続等

(1) 契約の締結

大玉村財務規則に基づき契約締結する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、大玉村財務規則第98条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこれを免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

イ 請負代金額が500万円未満の工事請負契約で、大玉村財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合

8 その他

- (1) 当該入札において事故が起きたとき及び不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止又は延期

- する場合がある。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約となる
ものである。
- (3) 入札においては、大玉村条件付一般競争入札心得を熟知のうえ入札に参加
すること。

公告内容等に関する問合せ先

大玉村役場 企画財政課財政係

969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地

TEL 0243-24-8137（直通）

FAX 0243-48-3137

E-mail kikakuzaiseika@vill.otama.fukushima.jp